破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４１５号
福井県坂井市丸岡町猪爪第３号16番地　Ｙｏｕｒ　Ｌｉｆｅ　204号室
債務者　橋本　正明
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後０時
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
福井県あわら市二面２丁目407番地　ファインブリッジⅠ203号室、旧住所福井県坂井市三国町神明２丁目６番11号
債務者　長谷川　重
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　宏和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
埼玉県上尾市西宮下１丁目61番地
債務者　菊池　秀行
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３５号
大阪市東成区中道１丁目10番20号、前住所大阪市東成区中道２丁目24番19号
債務者　中村　大輔
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　建二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４号
大阪市東住吉区桑津１丁目31番26号　マンション山内２階、前住所大阪府八尾市太田新町７丁目165番地
債務者　菅　　博文
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０３号
大阪府豊中市新千里北町１丁目22番Ａ１―602号
債務者　竹中　昌之
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　将志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０８号
大阪市旭区太子橋３丁目５番15号
債務者　玉田　　健
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上津　亮次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１２号
大阪府大東市灰塚１丁目９番14号
債務者　坂田　雅俊
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宝本　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２０号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地223
債務者　朝國桂仁郎
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２１号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地223
債務者　朝國真由美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１号
宮崎市城ケ崎３丁目５番地６　メゾンＡＹＵＭＩ―302号
債務者　西村　俊一
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５１３号
札幌市中央区南28条西11丁目１番８号　ハイツ亜麻由103号、申立時の住所札幌市中央区南16条西18丁目２番３―416号
債務者　市川　　守
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８号
大阪府高石市羽衣３丁目１番13号
債務者　一色賀代子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
大阪府高石市羽衣３丁目１番13号
債務者　一色　良太
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
埼玉県春日部市米島140番地　ショコラヒルズＡ102
債務者　倉林　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目３番地16　グランデュールＡＳ103号、前住所埼玉県春日部市道口蛭田124番地２　ルネ春日部５―506
債務者　中山　照子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係